



# 熊本県公報

第11738号  
平成20年9月12日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… ( // ) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… ( // ) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定(通所介護)…………… (高齢者支援総室) 3
- 指定介護予防サービス事業所の指定  
(介護予防通所介護)…………… ( // ) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の変更…………… (障害者支援総室) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護)…………… (高齢者支援総室) 4
- 指定介護予防サービス事業所の指定  
(介護予防訪問介護)…………… ( // ) 4
- 道路の共用開始…………… (道路保全課) 4
- 騒音規正法に基づく特定工場等において発生する  
騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について  
規制する地域の指定…………… (環境保全課) 4
- 振動規正法に基づく住民の生活環境を保全する  
地域の指定…………… ( // ) 4
- 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定…………… ( // ) 4
- 環境基本法に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の  
地域の指定…………… ( // ) 5
- 振動規正法に基づく特定工場等において発生する振動の  
時間及び区域の区分ごとの規制基準…………… ( // ) 5
- 振動規正法に基づく特定工場等において発生する振動の  
時間及び区域の区分ごとの規制基準…………… ( // ) 5
- 振動規正法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動  
について規制する区域の区分…………… ( // ) 5
- 振動規正法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動  
について規制する区域の区分…………… ( // ) 5
- 振動規正法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び  
時間の区分…………… ( // ) 5
- 振動規正法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び  
時間の区分…………… ( // ) 5
- 保安林の指定の解除の予定…………… (森林保全課) 6
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 6
- 道路の区域変更…………… ( // ) 6
- 道路の区域変更…………… ( // ) 7
- 指定居宅サービス事業所の指定(通所介護)…………… (高齢者支援総室) 7
- 指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防通所介護)…………… ( // ) 8

### 公 告

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画・技術管理課) 8
- 開発行為工事完了公告…………… (建築課) 8
- 開発行為工事完了公告…………… ( // ) 8
- 開発行為工事完了公告…………… ( // ) 8
- 開発行為工事完了公告…………… ( // ) 9
- 開発行為工事完了公告…………… ( // ) 9
- 開発行為工事完了公告…………… ( // ) 9
- 道路の位置指定の公告…………… ( // ) 9
- 県有財産の売却…………… (管財課) 9
- 県有財産の売却…………… ( // ) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村等から  
の意見…………… (商工政策課) 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… ( // ) 11
- 開発行為工事完了公告…………… (建築課) 12
- 平成20年度地籍調査事業の一部変更…………… (農村整備課) 12
- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 12

登 載 依 頼

- 平成20年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験  
の実施…………… (人事委員会事務局) 12
- 公立大学法人熊本県立大学の平成19事業年度財務諸表…………… (私学文書課) 17
- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基  
づく労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲…………… (労働委員会事務局) 31
- 正 誤
- 平成20年4月7日熊本県公告第262号  
(県営土地改良事業の工事完了)中…………… (農村計画・技術管理課) 31

告 示

熊本県告示第803号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市牛深町字上六田231番5、231番6
  - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第804号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡水上村（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 落石の危険の防止
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第805号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡水上村（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 公衆の保健
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
水上村（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第806号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
曲野デイサービスセンター 宇城市松橋町曲野4番地1	株式会社かめつる健康福祉会	平成20年9月1日

熊本県告示第807号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
曲野デイサービスセンター 宇城市松橋町曲野4番地1	株式会社かめつる健康福祉会	平成20年9月1日

熊本県告示第808号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害者福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンターけいとく 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	熊本市練兵町7 4 清香アートビル1F	熊本市細工町 1-51 スコーレビル1F	平成20年 8月19日

熊本県告示第809号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年9月12日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	長原川野線	上益城郡山都町字東谷 245番1地先から 同所 247番地先まで	53.3	単道改

2 供用を開始する期日 平成20年9月12日

**熊本県告示第810号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護バーネット 上益城郡益城町島田923	株式会社梅田企画	平成20年9月1日

**熊本県告示第811号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護バーネット 上益城郡益城町島田923	株式会社梅田企画	平成20年9月1日

**熊本県告示第812号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成20年9月12日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	清和砥用線	上益城郡山都町目丸字金地又 2644番地先から 同町目丸字北ノ又 2468番1地先まで	93.5	緊道整 B防災

2 供用を開始する期日 平成20年9月12日

**熊本県告示第813号**

平成5年12月15日熊本県告示第1020号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、平成20年10月6日から施行する。  
平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

次の図面のうち、富合町に係る図面を削る。

**熊本県告示第814号**

平成14年3月29日熊本県告示第316号（振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定）の一部を次のように改正し、平成20年10月6日から施行する。  
平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定地域中「、富合町」を削る。

**熊本県告示第815号**

昭和49年2月28日熊本県告示第167号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成20年10月6日から施行する。  
平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 規制地域中「、富合町」を削る。

**熊本県告示第816号**

平成15年4月4日熊本県告示第375号（環境基本法に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の指定）の一部を次のように改正し、平成20年10月6日から施行する。  
平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 地域の類型をあてはめる範囲中「、富合町」を削る。

**熊本県告示第817号**

昭和53年年3月23日熊本県告示第269号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準）の一部を次のように改正し、平成20年10月6日から施行する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「昭和53年3月23日熊本県告示第268号」を「平成14年3月29日熊本県告示第315号」に、「昭和53年4月1日」を「平成14年4月1日」に改める。

**熊本県告示第818号**

昭和57年6月24日熊本県告示第672号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準）の一部を次のように改正し、平成20年10月6日から施行する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「昭和57年6月24日熊本県告示第671号」を「平成14年3月29日熊本県告示第316号」に、「昭和57年7月1日」を「平成14年4月1日」に改める。

**熊本県告示第819号**

昭和53年3月23日告示第270号（振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域の区分）の一部を次のように改正し、平成20年10月6日から施行する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「昭和53年3月23日熊本県告示第268号」を「平成14年3月29日熊本県告示第315号」に、「昭和53年4月1日」を「平成14年4月1日」に改める。

**熊本県告示第820号**

昭和57年6月24日告示第673号（振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域の区分）の一部を次のように改正し、平成20年10月6日から施行する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「昭和57年6月24日熊本県告示第671号」を「平成14年3月29日熊本県告示第316号」に、「昭和57年7月1日」を「平成14年4月1日」に改める。

**熊本県告示第821号**

昭和53年3月23日告示第271号（振動規制法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び時間の区分）の一部を次のように改正し、平成20年10月6日から施行する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「昭和53年3月23日熊本県告示第268号」を「平成14年3月29日熊本県告示第315号」に、「昭和53年4月1日」を「平成14年4月1日」に改める。

**熊本県告示第822号**

昭和57年6月24日告示第674号（振動規制法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び時間の区分）の一部を次のように改正し、平成20年10月6日から施行する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「昭和57年6月24日熊本県告示第671号」を「平成14年3月29日熊本県告示

第316号」に、「昭和57年7月1日」を「平成14年4月1日」に改める。

**熊本県告示第823号**

次の森林を解除予定保安林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。  
平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字豊岡字瀬戸1033番2
- 2 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
- 3 解除の理由 道路用地とするため

**熊本県告示第824号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年9月12日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知火線	宇土市網津町字野添 2988番6地先から 同市網引町字清辻 6番地先まで	前	4.2 ～ 5.9	340.0	単道改
			後	4.2 ～ 13.0		

2 区域を変更する期日 平成20年9月12日

**熊本県告示第825号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年9月12日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	大多尾新合線	天草市新和町小宮地 495番4地先から 同所 661番7地先まで	前	4.0 ～ 12.4	302.0	緊道整 B
			後	10.0 ～ 16.5		
主要地方道	本渡牛深線	天草市新和町小宮地 468番29地先から 同所 551番2地先まで	前	7.2 ～ 13.0	246.0	
			後	10.0 ～ 28.0		
一般国道	265号	阿蘇市一の宮町坂梨字牧下 3366番2地先から 同所 3366番2地先まで	前	60.5 ～ 93.5	59.3	19災 補道
			後	57.1 ～ 75.5		

2 区域を変更する期日 平成20年9月12日

**熊本県告示第826号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年9月12日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
一般国道	266号	天草市倉岳町宮田字外友 208番1地先から 同町宮田字志波田 2677番1地先まで	前	11.5 ～ 35.0	1,690.0	旧道引継	
				3.5 ～ 28.2	1,488.5		
				11.5 ～ 35.0	1,690.0		
			後	天草市倉岳町宮田字大原 3766番1地先から 同町棚底字古里越 3706番地先まで	12.0 ～ 54.8		341.1
					8.2 ～ 34.8		451.8
					12.0 ～ 54.8		341.1
主要地方道	本渡牛深線	天草市河浦町宮野河内字元浦 261番5地先から 同町宮野河内字前田 339番1地先まで	前	10.6 ～ 20.2	339.6		
				4.4 ～ 16.5	434.9		
			後	10.6 ～ 20.2	339.6		

2 区域を変更する期日 平成20年9月12日

**熊本県告示第827号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
さくらの杜みさと 菊池市隈府1195番地5	有限会社菊池地域居宅サービス支援センター	平成20年9月1日

**熊本県告示第828号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
さくらの杜みさと 菊池市隈府1195番地5	有限会社菊池地域居宅サービス支援センター	平成20年9月1日

**公 告****熊本県公告第648号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営水島地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、客土）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類  
変更後の県営水島地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成20年9月16日から平成20年10月15日まで
- 縦覧場所  
八代市役所

**熊本県公告第649号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字駄飼場2449番2  
233.14平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市御代志2037番地9  
有限会社みよし薬局

**熊本県公告第650号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
宇城市松橋町西下郷字栗焼878番1、同879番、同881番1、同885番1、同886番、同887番、同888番、同889番1、同890番1及び同891番1  
4,851.20平方メートル
- 開発を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宇城市松橋町南豊崎585番地  
医療法人社団本田会

**熊本県公告第651号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
人吉市下薩摩瀬町字中島678番2、同681番2、同682番1、同685番2、同686番1及び同686番2



- 5, 918.35平方メートル  
2 開発を受けた者の住所及び氏名（名称）  
人吉市上薩摩瀬町648-4  
秀喜不動産株式会社

**熊本県公告第652号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市金山字桑田1198番1、同1198番4、同1198番5、同1199番1、  
同1200番1、同1200番6、同1202番6、同1202番13、同1216番  
1及び同1216番2  
3, 752.47平方メートル  
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市出水七丁目70番15号  
堤重二

**熊本県公告第653号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
阿蘇市小里字淵ノ上47番3、同字下ノ原116番1、同119番2、同119番3、  
同119番4、同120番、同121番1、同122番2及び里道の一部並びに水路の  
一部  
11, 182.16平方メートル  
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
阿蘇市一の宮町宮地504番1  
阿蘇市長

**熊本県公告第654号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市栄字平島3206番3  
369.00平方メートル  
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
合志市栄3210番地  
大塚秀子

**熊本県公告第655号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市三郎一丁目3番5-305号  
2 築造者の氏名 田中多美子  
3 道路の位置 菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野3030番5及び同3030番6  
4 道路の幅員 4.02メートル  
5 道路の延長 23.55メートル  
6 指定年月日 平成20年8月27日  
7 指定番号 菊池景建第51号

**熊本県公告第656号**

県有財産を次のとおり売却する。  
平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
  - 第2号物件 所在 天草市中村町59番  
地目 雑種地 地積 617.01平方メートル（実測）  
最低売却価格 25,600,000円
  - 第5号物件 所在 天草市本渡町本戸馬場字北原3666番  
地目 雑種地 地積 320.11平方メートル（実測）  
最低売却価格 13,800,000円
- 2 入札期日 平成20年10月31日（金）  
第2号物件 午前11時30分  
第5号物件 午後1時30分
- 3 入札場所 天草市今釜新町3530  
熊本県天草総合庁舎 別館会議棟2階 大会議室
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。  
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格  
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送による  
提出期限 平成20年10月29日（水） 午後5時  
（郵送の場合は提出期限までに必着）  
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。  
(1) 個人の場合 印鑑証明書  
(2) 法人の場合 印鑑証明書  
(3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類及び委任状
- 10 その他  
(1) 契約締結期限 平成20年11月13日（木） 午後5時  
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。  
(3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所  
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知のうえ、入札するものとする。  
(5) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第657号

県有財産を次のとおり売却する。  
平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
  - 第3号物件 所在 天草市中村町188番  
地目 畑 地積 977.38平方メートル（実測）  
最低売却価格 39,600,000円
  - 第4号物件 所在 天草市丸尾町195番  
地目 畑 地積 553.77平方メートル（実測）  
最低売却価格 21,600,000円
- 2 入札期日 平成20年12月17日（水）  
第3号物件 午前10時  
第4号物件 午前11時
- 3 入札場所 天草市今釜新町3530  
熊本県天草総合庁舎 別館会議棟2階 大会議室
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。

- する。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
  - 6 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
  - 7 入札参加資格  
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
 (2) 破産者で復権を得ない者  
 (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
  - 8 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
 提出方法 持参又は郵送による  
 提出期限 平成20年12月15日（月） 午後5時  
 （郵送の場合は提出期限までに必着）  
 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
  - 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。  
 (1) 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書  
 (2) 個人の場合 印鑑証明書  
 (3) 法人の場合 印鑑証明書  
 (4) 代理人が参加する場合 (2) 又は (3) に掲げる書類及び委任状
  - 10 その他  
 (1) 契約締結期限 平成21年1月9日（金） 午後5時  
 (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。  
 (3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所  
 (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知のうえ、入札するものとする。  
 (5) 問い合わせ先  
 熊本県総務部管財課（電話096—333—2122）

**熊本県公告第658号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成20年4月21日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により合志市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 菊南ショッピングセンター  
 合志市須屋上ノ原1937番ほか
- 2 市町村意見の概要  
 オープン時や繁忙時には必要な箇所に交通整理員を配置し、歩行者の安全確保と交通渋滞解消等の交通安全対策に努めていただきたい。  
 また、合志市商工会からの意見により、テナント等に地元企業の出店を考慮いただくとともに、地域振興のため商工会へ加入し、地域貢献に努めていただきたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課  
 平成20年9月12日から平成20年10月12日まで

**熊本県公告第659号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 サニー水前寺店  
 熊本市水前寺一丁目17番29号
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日

平成20年7月1日  
 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

承継前	株式会社サニー 代表取締役 野田亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号
承継後	株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由  
 吸収合併による  
 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積  
 1, 221平方メートル  
 6 届出年月日  
 平成20年9月2日

**熊本県公告第660号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 合志市福原字横道144番、同144番1、同145番、同159番、同160番、同161番、同162番1、同162番2、同163番、同164番、同165番、同166番1、同166番2、同168番、同169番、同177番、同字三ツ迫1番3の一部及び里道  
 28, 276.20平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 佐賀県鳥栖市西新町1375番地41  
 東京エレクトロン九州株式会社

**熊本県公告第661号**

平成20年8月22日熊本県公告第575号（平成20年度地籍調査事業計画の一部変更）の一部を次のように改正し、平成20年9月12日から適用する。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

調査地域名の欄中「畑、城原及び今の各一部並びに長原、白藤、安方、井無田、高辻、下山及び伊勢の全部」を「畑、城原、津留及び今の各一部並びに長原、白藤、荒谷、安方、井無田、川口、高辻、下山及び伊勢の全部」に改める。

**熊本県公告第662号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成20年9月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 築造者の住所 玉名市岱明町山下237番地5
- 築造者の氏名 前畑八千代
- 道路の位置 玉名市岱明町山下字天神木235番4
- 道路の幅員 6.00メートル
- 道路の延長 43.95メートル
- 指定年月日 平成20年9月4日
- 指定番号 玉名景建第26号

**登載依頼**

**熊本県人事委員会公告第6号**

平成20年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験を次のとおり実施する。  
 平成20年9月12日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、熊本県内に居住する身体障がい者の雇用の促進を図ることを目的として実施するものです。

※ 「一般事務」は、点字による受験もできます。点字の選考試験案内をご希望の方は、人事委員会事務局までお問い合わせください（問い合わせ先は9に記載）。

1 職種、採用予定人員等

職 種	採用予定人員	採用後の職務内容
一般事務	1人程度	知事部局等（出先機関を含む。）に勤務し、一般事務に従事します。
警察事務	2人程度	警察本部（出先機関を含む。）に勤務し、警察事務に従事します。
学校事務	1人程度	県立学校又は市町村立学校等に勤務し、学校事務に従事します。

〔職種の志望について〕

- (1) 「一般事務」、「警察事務」、「学校事務」の3つの職種をすべて選択できます（第1志望から第3志望まで志望する順に職種を選択できます。）。
- ※ 第1志望は必ず選択し、第2志望、第3志望の選択は任意とします。
- (2) 第1次試験は、受験者の得点順、志望順に、各職種ごとに合格者を決定します。
- ※ 受験者の成績及び志望状況によっては、第2志望、第3志望の職種に合格することもあります。
- ※ 受験者の志望した職種でのみ合格者を決定するため、第1志望、又は第2志望までしか志望しない受験者は、第3志望まで志望した受験者より高い得点でも、不合格になることもあります。
- (3) 第2次試験は、第1次試験の合格者に対して、合格した職種ごとに実施します。
- (4) 受験申込書の受理後は、志望順位の変更は認めません。
- (5) 採用予定人員は、今後変更になることがあります。

2 受験資格

- 次の(1)～(4)の全てに該当する者が受験できます。
- (1) 昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者
  - (2) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者
  - (3) 自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務遂行が可能な者
  - (4) 熊本県内に居住している者（通学などのため一時的に県外に居住している者を含む。）

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることとなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日程等

	日 時	試 験 種 目 等	試 験 会 場
第1次試験	平成20年11月9日（日） 受 付 8：00～8：50 開 始 8：55 （休憩 11：10～13：05） 終 了 14：20（予定）	午 前 教養試験  午 後 作文試験	熊本県庁  熊本市水前寺 6-18-1
	※ 遅刻者は、9：50までに受付しないと受験できません。		
第2次試験	平成20年11月29日（土） 9：00～17：00（予定） 試験時間は、一人30分間程度を予定しています。 ※ 集合時間は、第1次試験合格者にお知らせします。	面接試験	

- ※ 「一般事務」については、点字による受験もできます。点字による受験の場合は、試験時間が一部異なります。詳細については、人事委員会事務局までお問い合わせください。
- ※ 点字による受験を希望する者がいない場合は、試験当日の時間を変更することもあります。

4 試験の方法、配点等  
試験の程度は、高等学校卒業程度で行います。

第1次試験（満点80点）

試験の種類（配点）	試験の内容等	解答時間
教養試験 （80点）	一般的知識及び能力等について択一式による筆記試験を行います。[出題数40題] 出題分野 知識分野：社会科学、人文科学、自然科学等 知能分野：文章理解、判断推理、数的推理・資料解釈等	2時間 (ただし、点字受験者は3時間)

- ※ 作文試験は、第1次試験日に実施しますが、採点・評価は第2次試験で行います。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験は不合格になります。

第2次試験（満点150点）

試験の種類（配点）	試験の内容等	解答時間
作文試験 （50点）	一般的な課題により、文章による表現力などについて記述式による筆記試験を行います。	1時間
面接試験 （100点）	表現力、積極性、協調性、堅実性、理解力などについて、個別面接による口述試験を行います。	

試験の種類ごとに次の合格基準があり、1つでも基準を満たさない場合は、総合得点の如何にかかわらず不合格となります。

<合格基準>

- 面接試験以外の試験：平均点又は配点の4割の点のいずれか低い点
- 面接試験：配点の5割の点

- ※ 受験申込書記載事項の受験資格の真否等を確認するため、調査を行うことがあります。
- ※ 教養試験に係る例題（県職員採用試験（高等学校卒業程度）を参照）、及び作文試験に係る平成19年度の課題については、熊本県のホームページ（<http://www.pref.kumamoto.jp/>）に掲載しています。
- ※ 受験の際は、身体障害者手帳、受験票、ボールペン、鉛筆、消しゴム及び鉛筆削りを持参してください。  
なお、時計については、計算機能等がついたものを試験室に持ち込むことはできません。  
また、点字器、点字タイプライター、ルーペ、補聴器、補装具などが必要な方は、選考試験当日に自分で持参してください。
- ※ 点字試験問題・拡大印刷問題による受験を希望する方、面接試験に手話通訳を必要とする方、車イスや補装具などを使用する方は、必ず受験申込書の該当するところに○をつけてください。
- ※ 拡大印刷問題は、活字印刷文（10.5ポイント）を約1.4倍（14.8ポイント）に拡大します。

(例) (ア、あ、亜、A、a、1) → (ア、あ、亜、A、a、1)

5 合格者の発表

(1) 第1次試験

- ① 合格者発表日 平成20年11月14日（金）の予定
- ② 発表方法 県庁行政棟本館1階ロビーに合格者の受験番号を掲示し、合格者のみに文書で通知します。  
また、合格者の受験番号は、熊本県のホームページ（<http://www.pref.kumamoto.jp/>）にも掲載します。

(2) 第2次試験

- ① 合格者発表日 平成20年12月上旬の予定

- ② 発表方法 県庁行政棟本館1階ロビーに合格者の受験番号を掲示し、合否にかかわらず第2次試験受験者全員に文書で通知します。  
また、合格者の受験番号は、熊本県のホームページ (<http://www.pref.kumamoto.jp/>)にも掲載します。

6 受験手続等

次のうちいずれかの方法で申し込んでください。  
なお、受験番号は、試験についての問い合わせ、連絡等に必要ですから、受験票の保管とは別に控えておいてください。

(1) 持参又は郵送で申し込む場合

申	立	県庁行政棟新館1階情報プラザ、県内各地域振興局総務部総務振興課、熊本県
込	込	大阪事務所、熊本県福岡事務所、熊本県福祉総合相談所、熊本県身体障害者福祉
達	送	センター及び熊本県総合福祉センターで配布していますので、最寄りの配布機関
書	の	で入手してください。
請	求	封筒の表に「選考試験請求」と朱書きし、あて先を明記し140円切手
求	合	をはった返信用封筒（角形2号：A4判が入るくらいの大きさ [34cm×24cm程度]）を同封して、次の請求先に請求してください。
求	求	郵便による請求先は人事委員会事務局のみとなっておりますので注意してください。
		〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号
		直通 096-333-2733、代表 096-383-1111(内線6834)
		熊本県人事委員会事務局総務課任用係
申	込	熊本県人事委員会事務局総務課任用係
	先	〒862-8570 熊本市水前寺6-18-1
		直通 096-333-2733、代表 096-383-1111 (内線6834)
込	手	受験申込書（受験申込書記入要領により必要事項を記入してください。）を上記の申込先に郵送又は持参してください。
	申	郵送する場合は、封筒の表に「選考申込」と朱書きし必ず配達記録郵便
	込	で送ってください。配達記録郵便によらない方法で郵送した場合の事故
	手	は責任を負いません。
		また、封筒の裏には住所・氏名を必ず書いてください。
続	受	平成20年9月22日（月）～10月10日（金）
	付	持参 受付時間 8：30～ 17：30
	期	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる
	間	日は、受け付けできませんのでご了承ください。
		郵送 平成20年10月10日までの消印のあるものに限り受け付けます。
受	交	受付期間終了後、郵送しますが、10月23日までに届かないときは、至
験	付	急、人事委員会事務局総務課任用係まで問い合わせてください。

※ 受験票を紛失した場合は、必ず人事委員会事務局総務課任用係へ早めに連絡してください。

(2) インターネットで申し込む場合

申	込	まず、熊本県ホームページの「くまもと電子申請窓口」（よろず申請
込	手	本舗）にアクセスし、利用者登録（利用者ID・パスワードの取得）を
	申	行ってください（この手続きは受付期間前でも行うことができます。な
	込	お、利用者ID・パスワードは、利用者登録後、直ちに発行されます。）。
	方	受付期間になったら、「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「
	法	身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験」を選択し、申込
	手	データの入力・送信を行ってください。
		申込データの受信確認後、到達結果通知書がメールで送信されます。
		到達結果通知書が送信されない場合やシステムの操作や利用者登録、そ
		の他手続に関するお問い合わせについては、熊本県電子自治体コールセ
		ンター(Tel 096-334-1592)にご連絡ください。

続	<p>受付期間</p> <p>平成20年9月22日(月) 8:30~10月7日(火) 17:30 上記期間のうち、9月23日~10月6日については24時間いつでも受け付けます。 なお、申込書持参・郵送で申し込む場合とは受付期間が異なりますので注意してください。</p>
処理状況の確認	<p>申込データの到達から審査完了までの処理状況が確認できます。確認される方は、熊本県ホームページの「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「熊本県」、「申請状況照会」の順にアクセスし、今回申請した「身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験」を選択してください。 なお、申込内容の補正等をお願いする場合がありますので、審査完了まで処理状況は随時確認してください。</p>
受験票・写真票	<p>受付期間終了後、受験票及び写真票を郵送しますので、どちらも試験当日に必ず持参してください。受験票及び写真票が10月23日までに届かないときは、至急、人事委員会事務局総務課任用係まで問い合わせてください。 なお、写真票には、所定の箇所に写真(申込み前3ヶ月以内に写したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの。サイズは縦4cm、横3cm程度で、裏面には氏名と生年月日を必ず記入すること。)をはってください。写真票に写真がはっていない場合、受験を認めないので注意すること。</p>

※ この申込みには、「熊本県電子申請受付システム(よろず申請本舗)」を利用しますが、ご利用のインターネット環境によっては、このシステムを利用できないことがありますので、詳しくは熊本県のホームページ(<http://www.pref.kumamoto.jp/>)の「くまもと電子申請窓口(よろず申請本舗)」から電子申請のページにアクセスして確認してください。

※ 申込みは受付期間中に正常に到達したものを受け付けます。予期せぬ機器停止や通信障害などによるトラブルについては、責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

7 合格から採用まで

- (1) 人事委員会は、任命権者(知事・警察本部長・教育委員会)に合格者を通知し、これに基づいて、任命権者は面接等を実施し、最終的な採用者を決定します。  
採用は、平成21年4月1日の予定です。
- (2) 初任給は、新規高等学校卒業者の場合、月額140,100円(平成20年4月1日現在)で、学歴、経験年数により加算される場合があります。また、条例等の定めにより、月毎の扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給され、更に、期末手当等が支給されます。

8 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、熊本県個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票、合否通知書又は本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参のうえ、午前8時30分から午後5時30分までの間に直接開示場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受け付けできません。また、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

試 験	開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験受験者	試験種目別得点 総合得点 総合順位(※)	合格発表の日から 1か月間	人事委員会事務局総務課 (県庁行政棟本館3階)
第2次試験	第2次試験受験者			

※ 合格基準を満たす方のみ

9 問い合わせ先

熊本県人事委員会事務局総務課任用係(県庁 行政棟本館3階)  
〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号  
直通096-333-2733、代表096-383-1111(内線6834)



## 公立大学法人熊本県立大学公告第1号

地方独立行政法人法第34条第4項の規定に基づき、平成19事業年度に係る財務諸表を次のとおり公告する。

平成20年9月12日

公立大学法人熊本県立大学  
理事長 蓑茂 壽太郎

貸借対照表  
(平成20年3月31日)

資産の部		(単位:円)
I 固定資産		
1 有形固定資産		
土地		9,125,000,000
建物	3,104,590,700	
減価償却累計額	<u>△ 250,298,933</u>	2,854,291,767
構築物	18,457,000	
減価償却累計額	<u>△ 1,956,602</u>	16,500,398
機械装置	15,792,000	
減価償却累計額	<u>△ 173,711</u>	15,618,289
工具器具備品	454,097,946	
減価償却累計額	<u>△ 241,069,660</u>	213,028,286
図書		933,651,644
美術品・收藏品		29,200,000
建設仮勘定		<u>4,630,500</u>
有形固定資産合計		13,191,920,884
2 無形固定資産		
ソフトウェア		2,374,750
電話加入権		<u>352,000</u>
無形固定資産合計		2,726,750
3 投資その他の資産		
差入敷金・保証金		813,450
その他		<u>14,680</u>
投資その他の資産合計		<u>828,130</u>
固定資産合計		13,195,475,764
II 流動資産		
現金及び預金		378,640,767
未収学生納付金収入	3,724,900	
徴収不能引当金	<u>△ 335,000</u>	3,389,900
その他未収金		9,294,511
たな卸資産		907,930
前渡金		748,000
前払費用		362,216
仮払金		1,164,826
立替金		<u>232,333</u>
流動資産合計		<u>394,740,483</u>
資産合計		<u>13,590,216,247</u>

(単位：円)

## 負債の部

## I 固定負債

## 資産見返負債

資産見返運営費交付金等	234,725,827	
資産見返寄附金	4,699,587	
資産見返物品受贈額	931,523,481	
建設仮勘定見返運営費交付金	<u>4,630,500</u>	1,175,579,395

長期未払金		<u>41,913,709</u>
-------	--	-------------------

固定負債合計		1,217,493,104
--------	--	---------------

## II 流動負債

運営費交付金債務	4,574,315	
----------	-----------	--

寄附金債務	19,123,398	
-------	------------	--

前受受託研究費等	499,445	
----------	---------	--

前受金	535,800	
-----	---------	--

預り科学研究費補助金等	1,199,870	
-------------	-----------	--

預り金	10,221,761	
-----	------------	--

未払金	237,343,852	
-----	-------------	--

未払費用	1,313,452	
------	-----------	--

未払消費税等	<u>804,500</u>	
--------	----------------	--

流動負債合計		<u>275,616,393</u>
--------	--	--------------------

負債合計		1,493,109,497
------	--	---------------

## 資本の部

## I 資本金

地方公共団体出資金	<u>12,166,185,000</u>	
-----------	-----------------------	--

資本金合計		12,166,185,000
-------	--	----------------

## II 資本剰余金

資本剰余金	29,552,000	
-------	------------	--

損益外減価償却累計額(-)	<u>△ 250,110,694</u>	
---------------	----------------------	--

資本剰余金合計		△ 220,558,694
---------	--	---------------

## III 利益剰余金

教育研究等環境整備目的積立金	78,851,304	
----------------	------------	--

当期末処分利益	72,629,140	
---------	------------	--

(うち当期総利益)	( <u>72,629,140</u> )	
-----------	-----------------------	--

利益剰余金合計		<u>151,480,444</u>
---------	--	--------------------

資本合計		<u>12,097,106,750</u>
------	--	-----------------------

負債資本合計		<u>13,590,216,247</u>
--------	--	-----------------------

注) 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額 787,094,922 円  
(熊本県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いています。)

## 損 益 計 算 書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

		(単位：円)	
経常費用			
業務費			
教育経費	421,615,636		
研究経費	111,292,334		
教育研究支援経費	162,348,369		
受託研究費	62,121,602		
役員人件費	65,659,501		
教員人件費	960,472,099		
職員人件費	364,229,050	2,147,738,591	
一般管理費		133,509,632	
財務費用			
支払利息	2,581,355	2,581,355	
雑損			20,263
経常費用			2,283,849,841
経常収益			
運営費交付金収益		959,548,485	
授業料収益			
授業料収益	1,061,950,522		
公開講座等収益	2,640,000	1,064,590,522	
入学金収益		140,712,600	
検定料収益		34,285,000	
受託研究等収益			
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	16,313,725		
その他の団体からの受託研究等収益	45,861,555	62,175,280	
寄附金収益		22,919,722	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	11,103,048		
資産見返寄附金戻入	502,873		
資産見返物品受贈額戻入	34,456,531	46,062,452	
財務収益			
受取利息	1,148,827	1,148,827	
雑益			
財産貸付料収入	9,727,788		
手数料収入	371,800		
その他雑益	14,936,505	25,036,093	
経常収益			2,356,478,981
経常利益			72,629,140
臨時損失			
災害損失		11,554,200	11,554,200
臨時利益			
損害保険金収入		11,554,200	11,554,200
当期純利益			72,629,140
当期総利益			72,629,140

キャッシュ・フロー計算書  
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 590,236,288
人件費支出	△ 1,473,889,340
その他の業務支出	△ 148,264,454
運営費交付金収入	1,049,883,000
授業料収入	1,117,049,250
入学金収入	140,712,600
検定料収入	34,285,000
受託研究等収入	69,859,600
受託事業等収入	1,700,000
寄附金収入	16,003,750
預り金の純減少額	△ 2,055,580
預り科研費の純減少額	△ 1,245,096
その他収入	36,606,280
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>250,408,722</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産及び無形固定資産取得による支出	△ 164,171,789
小計	<u>△ 164,171,789</u>
利息の受取額	1,148,827
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 163,022,962</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務償還による支出	△ 70,055,733
小計	<u>△ 70,055,733</u>
利息の支払額	△ 2,581,355
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 72,637,088</u>
IV 資金増加額	14,748,672
V 資金期首残高	<u>363,892,095</u>
VI 資金期末残高	<u><u>378,640,767</u></u>

## 注 記 事 項

(単位：円)

## 1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	378,640,767
資金期末残高	378,640,767

## 2. 重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リースによる資産の取得	52,746,234
(2) 現物寄附の受入による資産・消耗品の取得	8,823,760

利益の処分に関する書類  
平成 1 9 事業年度  
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：円)

I 当期末処分利益	72,629,140
当期総利益	72,629,140
II 利益処分額	
地方独立行政法人法第 4 0 条第 3 項 により設立団体の長の承認を受けた 額	
教育研究等環境整備目的積立金	72,629,140
	<u>72,629,140</u>
	<u><u>72,629,140</u></u>

行政サービス実施コスト計算書  
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

		(単位:円)
<b>I 業務費用</b>		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	2,147,738,591	
一般管理費	133,509,632	
財務費用	2,581,355	
雑損	20,263	
臨時損失	11,554,200	2,295,404,041
(2) (控除) 自己収入等		
授業料収益	△ 1,061,950,522	
公開講座等収益	△ 2,640,000	
入学金収益	△ 140,712,600	
検定料収益	△ 34,285,000	
受託研究等収益	△ 62,175,280	
寄附金収益	△ 22,919,722	
財務収益	△ 1,148,827	
雑益	△ 16,710,093	
資産見返運営費交付金等戻入	△ 3,896,793	
資産見返寄附金戻入	△ 502,873	
臨時利益	△ 11,554,200	△ 1,358,495,910
業務費用合計		936,908,131
<b>II 損益外減価償却等相当額</b>		
損益外減価償却相当額	125,055,347	125,055,347
<b>III 引当外退職給付増加見積額</b>		
		88,161,599
<b>IV 機会費用</b>		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	10,880	
地方公共団体出資の機会費用	153,103,963	153,114,843
<b>V (控除) 設立団体納付額</b>		
		0
<b>VI 行政サービス実施コスト</b>		
		<u>1,303,239,920</u>

- 注) 1. 引当外退職給付増加見積額には、熊本県からの派遣職員に係るもの27,025,011円が含まれております。
2. 国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用  
天草市から許可を受け無償使用している高浜公民館について、天草市財産条例に基づき、使用料を算定しております。
3. 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率  
新発10年国債の平成20年3月末利回りを参考に1.275%で計算しております。

注 記

(重要な会計方針)

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。  
なお、退職一時金については費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。  
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については見積耐用年数により、受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としております。  
なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	4	～	47	年
構	築	10	～	34	年
機	械			15	年
工	具	1	～	15	年
	器				
	具				
	備				
	品				

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第 8 4）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。  
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上して  
おりません。  
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準  
第 8 5 第 4 項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4. 徴収不能引当金の計上基準

将来の授業料の滞納による損失に備えるため、授業料の滞納に係る回収可能性を個別に勘案して計上して  
おります。

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法により評価しております。

6. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

- (1)国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計上方法  
天草市財産条例に基づき、使用料を算定しております。
- (2)地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率  
新発 1 0 年国債の平成 2 0 年 3 月末利回りを参考に 1. 2 7 5 % で計算しております。

7. リース取引の会計処理

リース料総額が 3 0 0 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準  
じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

9. 財務諸表の表示単位

全て円単位により表示しております。

(重要な債務負担行為)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細

(単位：円)

資産の種類		期 首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	期 末 残 高	減価償却累計額		差引当期末 残 高	摘 要
							当期償却額		
有形固定資産 (特定償却資産)	建 物	3,041,185,000	-	-	3,041,185,000	250,110,694	125,055,347	2,791,074,306	
	計	3,041,185,000	-	-	3,041,185,000	250,110,694	125,055,347	2,791,074,306	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建 物	-	63,405,700	-	63,405,700	188,239	188,239	63,217,461	
	構 築 物	18,457,000	-	-	18,457,000	1,956,602	1,164,676	16,500,398	
	機 械 装 置	-	15,792,000	-	15,792,000	173,711	173,711	15,618,289	
	工 具 器 具 備 品	361,441,735	92,656,211	-	454,097,946	241,069,660	113,805,260	213,028,286	
	図 書	896,827,908	37,038,394	214,658	933,651,644	-	-	933,651,644	
	計	1,276,726,643	208,892,305	214,658	1,485,404,290	243,388,212	115,331,886	1,242,016,078	
非償却資産	土 地	9,125,000,000	-	-	9,125,000,000	-	-	9,125,000,000	
	美術品・收藏品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	-	4,630,500	-	4,630,500	-	-	4,630,500	
	計	9,154,200,000	4,630,500	-	9,158,830,500	-	-	9,158,830,500	
有形固定資産 合計	土 地	9,125,000,000	-	-	9,125,000,000	-	-	9,125,000,000	
	建 物	3,041,185,000	63,405,700	-	3,104,590,700	250,298,933	125,243,586	2,854,291,767	
	構 築 物	18,457,000	-	-	18,457,000	1,956,602	1,164,676	16,500,398	
	機 械 装 置	-	15,792,000	-	15,792,000	173,711	173,711	15,618,289	
	工 具 器 具 備 品	361,441,735	92,656,211	-	454,097,946	241,069,660	113,805,260	213,028,286	
	図 書	896,827,908	37,038,394	214,658	933,651,644	-	-	933,651,644	
	美術品・收藏品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	-	4,630,500	-	4,630,500	-	-	4,630,500	
	計	13,472,111,643	213,522,805	214,658	13,685,419,790	493,498,906	240,387,233	13,191,920,884	
無形固定資産	ソフトウェア	-	2,415,000	-	2,415,000	40,250	40,250	2,374,750	
	電話加入権	352,000	-	-	352,000	-	-	352,000	
	計	352,000	2,415,000	-	2,767,000	40,250	40,250	2,726,750	
その他の資産	差入敷金・保証金	813,450	-	-	813,450	-	-	813,450	
	そ の 他	14,680	-	-	14,680	-	-	14,680	
	計	828,130	-	-	828,130	-	-	828,130	



(2) たな卸資産の明細

(単位：円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入	その他	払出	その他		
貯 蔵 品 (切 手)	937, 443	5, 844, 730	0	5, 874, 243	0	907, 930	
計	937, 443	5, 844, 730	0	5, 874, 243	0	907, 930	

(3) 無償使用公有財産等の明細

(単位：円)

区 分	種 別	所 在 地	面 積	構 造	機会費用 の金額	摘 要
建物	公民館	天草市天草町高浜南501番地1	12. 6㎡	RC2	10, 880	
合 計			12. 6㎡		10, 880	

(4) 有価証券の明細

(4) - 1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(4) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(5) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(6) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(7) 引当金の明細

(7) - 1 引当金の明細

貸付金等に対する貸倒引当金以外の引当金はありません。

(7) - 2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位：円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	期首残高	当期増加額	期末残高	期首残高	当期増加額	期末残高	
未収学生納付金収入 (徴収不能引当金)	1, 831, 700	1, 893, 200	3, 724, 900	335, 000	0	335, 000	注)
計	1, 831, 700	1, 893, 200	3, 724, 900	335, 000	0	335, 000	

注) 徴収不能引当金は、授業料の滞納にかかる回収可能性を個別に勘案して計上しています。

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(9) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要	
資 本 金	地方公共団体出資金	12,166,185,000	0	0	12,166,185,000	
	計	12,166,185,000	0	0	12,166,185,000	
資本剰余金	無償譲与	29,552,000	0	0	29,552,000	
	計	29,552,000	0	0	29,552,000	
	損益外減価償却累計額	△ 125,055,347	△ 125,055,347	0	△ 250,110,694	
	差引計	△ 95,503,347	△ 125,055,347	0	△ 220,558,694	

(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(10) - 1 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

該当事項はありません。

(10) - 2 目的積立金等の取崩しの明細

該当事項はありません。

(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(11) - 1 運営費交付金債務

(単位：円)

交 付 年 度	期首残高	交 付 金 当 期 交 付 額	当 期 振 替 額			期 末 残 高	
			運 営 費 交 付 金 収 入	資 産 見 返 運 営 費 交 付 金	資 本 剰 余 金 小 計		
平成 19 年度	0	1,049,883,000	959,548,485	85,760,200	0	1,045,308,685	4,574,315
合 計	0	1,049,883,000	959,548,485	85,760,200	0	1,045,308,685	4,574,315

(11) - 2 運営費交付金収益

(単位：円)

業務等区分	19年度交付分	合 計
費用進行基準	21,641,685	21,641,685
期間進行基準	937,906,800	937,906,800
合 計	959,548,485	959,548,485

## (12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

## (12) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

## (12) - 2 補助金等の明細

該当事項はありません。

## (13) 役員及び教職員の給与の明細

(単位：円、人)

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	59,871,322	4	0	0
	非常勤	600,000	1	0	0
	計	60,471,322	5	0	0
教職員	常勤	1,030,665,395	126	14,828,695	4
	非常勤	142,709,398	155	0	0
	計	1,173,374,793	281	14,828,695	4
合計	常勤	1,090,536,717	130	14,828,695	4
	非常勤	143,309,398	156	0	0
	計	1,233,846,115	286	14,828,695	4

注) 1 役員に対する報酬は、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則に基づき支給しております。

注) 2 教職員に対する給与は、公立大学法人熊本県立大学職員給与規則及び公立大学法人熊本県立大学非常勤職員就業規則に基づき支給しております。

注) 3 教職員に対する退職手当は、公立大学法人熊本県立大学職員退職手当規則に基づき支給しております。

注) 4 役員及び教職員の報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

注) 5 上記明細には法定福利費は含まれておりません。

注) 6 上記明細には受託研究費等及び受託事業費等による人件費は含まれておりません。

## (14) 開示すべきセグメント情報

該当事項はありません。

## (15) 業務費及び一般管理費の明細

(単位：円)

業務費			
教育経費			
消耗品費	63,903,063		
備品費	32,027,116		
印刷製本費	14,410,543		
水道光熱費	58,353,011		
旅費交通費	15,013,728		
通信運搬費	4,271,561		
賃借料	14,515,570		
車両燃料費	52,920		
保守費	77,233,890		
修繕費	16,372,855		
損害保険料	28,349		
広告宣伝費	443,100		
行事費	3,778,939		
諸会費	762,708		
会議費	30,850		
報酬・委託・手数料	25,119,006		
奨学費	19,824,600		
減価償却費	75,457,627		
交際費	12,000		
雑費	4,200	421,615,636	
研究経費			
消耗品費	24,252,471		
備品費	12,731,282		
印刷製本費	1,047,302		
水道光熱費	17,300,072		
旅費交通費	22,798,077		
通信運搬費	335,891		
賃借料	339,832		
車両燃料費	491,648		
保守費	9,170,752		
修繕費	3,975,767		
損害保険料	18,491		
諸会費	2,260,194		
報酬・委託・手数料	2,259,519		
銀行手数料	6,483		
租税公課	1,000		
減価償却費	14,130,603		
雑費	172,950	111,292,334	
教育研究支援経費			
消耗品費	21,460,725		
備品費	5,312,923		
印刷製本費	2,333,623		
水道光熱費	15,024,048		
旅費交通費	2,830,183		
通信運搬費	4,390,399		
賃借料	73,569,983		
保守費	18,675,840		
修繕費	1,811,039		
損害保険料	78,000		
行事費	158,920		
諸会費	94,300		
報酬・委託・手数料	3,344,468		
減価償却費	13,263,918	162,348,369	

(単位:円)

受託研究費			
非常勤職員給与		22,339,941	
消耗品費		24,109,258	
備品費		1,111,600	
印刷製本費		830,025	
水道光熱費		4,162,852	
旅費交通費		3,491,823	
通信運搬費		357,640	
賃借料		230,400	
車両燃料費		83,310	
修繕費		362,302	
諸会費		85,000	
報酬・委託・手数料		4,957,451	62,121,602
役員人件費			
役員報酬		43,116,000	
賞与		17,210,122	
法定福利費		5,188,179	
通勤手当		145,200	65,659,501
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	566,031,293		
賞与	226,336,105		
退職給付費用	14,828,695		
法定福利費	99,095,625		
通勤手当	4,620,739	910,912,457	
非常勤教員給与			
給料	49,407,960		
法定福利費	151,682	49,559,642	960,472,099
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	169,783,057		
賞与	61,705,601		
法定福利費	26,160,864		
通勤手当	2,188,600	259,838,122	
非常勤職員給与			
給料	93,301,438		
法定福利費	11,089,490	104,390,928	364,229,050
一般管理費			
一般管理費			
消耗品費		12,024,341	
備品費		3,379,227	
印刷製本費		1,417,075	
水道光熱費		17,628,237	
旅費交通費		3,602,344	
通信運搬費		6,819,680	
賃借料		4,258,652	
保守費		30,753,512	
修繕費		6,447,925	
損害保険料		3,830,010	
広告宣伝費		6,056,316	
行事費		1,414,391	
諸会費		1,699,200	
報酬・委託・手数料		15,573,376	
銀行手数料		1,630,440	
租税公課		4,244,600	
減価償却費		12,519,988	
交際費		175,500	
雑費		34,818	133,509,632

## (16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

## ① 現金及び預金の明細

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
現 金	1,000,000	
預 金	377,640,767	
合 計	378,640,767	

## ② 寄附金の明細

(単位：円)

区 分	当期受入	件数(件)	摘 要
使 途 特 定 寄 附 金	16,003,750	13	
現 物 寄 附	8,823,760	844	
合 計	24,827,510	857	

注) 現物寄附の件数については、冊数(図書)及び台数(備品等)で計上しております。

## ③ 受託研究の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残	当期受入額	収益化対象額	期末残高
受 託 研 究	0	61,019,725	61,019,725	0
合 計	0	61,019,725	61,019,725	0

## ④ 共同研究の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残	当期受入額	収益化対象額	期末残高
共 同 研 究	0	1,655,000	1,155,555	499,445
合 計	0	1,655,000	1,155,555	499,445

## ⑤ 科学研究費補助金の明細

(単位：円)

種 目	当期受入	件 数	摘 要
基 盤 研 究 ( A )	( 1,000,000 ) 0	1	
基 盤 研 究 ( B )	( 8,000,000 ) 1,830,000	4	
基 盤 研 究 ( C )	( 8,500,000 ) 2,550,000	7	
若手研究(スタートアップ <sup>o</sup> )	( 1,280,000 ) 0	1	
特別研究員奨励費	( 2,900,000 ) 0	3	
外国人特別研究員奨励費	( 600,000 ) 0	1	
若 手 研 究 B	( 8,000,000 ) 0	7	
廃棄物処理等科学研究費	( 13,155,000 ) 3,946,000	1	
食品の安心・安全確保 推進 研究 事業	( 3,500,000 ) 0	1	
合 計	( 46,935,000 ) 8,326,000	26	

注) 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として( )内に記載しております。

⑥ 未払金及び長期未払金の明細

(単位：円)

区 分	金 額	
未 払 金	固 定 資 産	47,697,740
	人 件 費	24,945,633
	リ ー ス 債 務	31,219,381
	そ の 他	133,481,098
	小 計	237,343,852
長 期 未 払 金	リ ー ス 債 務	41,913,709
合 計		279,257,561

⑦ 資産見返物品受贈額の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	資産見返 物品受贈額戻入	期末残高
構 築 物 に 係 る 分	13,323,322	723,678	12,599,644
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	88,088,687	33,518,195	54,570,492
図 書 に 係 る 分	863,952,553	214,658	863,737,895
差 入 敷 金 に 係 る 分	615,450	0	615,450
合 計	965,980,012	34,456,531	931,523,481

熊本県労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成20年9月4日に認定したので、次のとおり告示する。

平成20年9月12日

熊本県労働委員会 会長 石橋 洋

熊本県病院局の職員が結成し、又は加入する自治労熊本県病院局職員労働組合については、当該病院局の職員のうち次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
病院局	総務経営課長、院長、副院長、病院事業審議員、診療部長、看護部長、総務経営課課長補佐（総務管理担当）、総務経営課事務職員（人事担当）

正 誤

平成20年4月7日熊本県公告第262号（県営土地改良事業の工事完了）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
11	3	平成20年3月25日	平成17年3月25日